



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則 3
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（農業振興課） 3

告示 11
 公示送達（収納対策室） 11
 公示送達（収納対策室） 12
 公示送達（収納対策室） 12
 公示送達（収納対策室） 12
 大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課） ... 13
 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課） 14
 放置自転車の移動、保管（生活安全課） 15
 大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱を廃止する告示（農業振興課） 16
 住民票の職権消除（市民課） 16
 住民票の職権消除（市民課） 17
 住民票の職権消除（市民課） 17
 住民票の職権消除（市民課） 17
 住民票の職権消除（市民課） 18
 住民票の職権消除（市民課） 18
 公示送達（保険医療課） 19
 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） 19

公告 20
 大和高田市立病院放射線治療棟増築工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ... 20
 天1号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 23
 大和高田当麻線歩道整備工事・配水管布設工事（S08）・市枝市場地内管渠工事（55）（再度）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 26
 高62号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 28
 陵西小学校プール濾過器改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 31
 南都銀行旧高田本町支店建物等補償調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 33
 大和高田市総合公園管理事務所棟等解体工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 35
 公共施設マネジメントシステム構築等業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（総務課） 38
 農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） 39
 大和都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧（都市計画課） 39
 PCB廃棄物収集運搬業務に関する一般競争入札公告（契約監理室） 39
 大字有井地内コンクリートブロック塀改修工事に関する一般競争入札公告（契約監理室） 42

緊急安全措置の実施に係る公告(住宅課)	44
公売公告(収納対策室)	45
教育委員会	46
学校教育法施行細則の一部を改正する規則(教育総務課)	46
教育委員会10月定例委員会の招集(教育総務課)	46
選挙管理委員会	47
選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	47
選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	47
選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	48
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等(選挙管理委員会)	48
令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等(選挙管理委員会)	48
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市在外選挙人期日前投票所(選挙管理委員会)	48
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所(選挙管理委員会)	49
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所(選挙管理委員会)	49
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における指定在外選挙投票区(選挙管理委員会)	49
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の日時及び場所(選挙管理委員会)	49
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所(選挙管理委員会)	50
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市期日前投票所(選挙管理委員会)	50
令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所(選挙管理委員会)	50
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者(選挙管理委員会)	51
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者(選挙管理委員会)	51
令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者(選挙管理委員会)	51
選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	51
上下水道事業	52
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止(水道総務課)	52
高6枝中三倉堂2丁目・西三倉堂1丁目地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(G01)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	52
敷枝大谷地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	56
土枝池尻地内管渠工事(54)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	58

藤枝土庫3丁目地内管渠工事（3）・給配水管移設工事（G03）に関する条件付き一般競争入札
 公告（下水道課）..... 61

原稿誤り..... 65

令和3年10月11日付け大和高田市公報第393号（登載漏れ）..... 65

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則
 （商工振興課）..... 65

大和高田市広告掲載要綱の一部を改正する告示（広報広聴課）..... 74

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領を廃止する告示（広報広聴課）..... 78

規 則

規則第32号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

題名中「鳥獣の保護」を「大和高田市鳥獣の保護」に改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

法第19条第2項	鳥獣飼養登録申請書（様式第1号）
----------	------------------

」を

「

法第9条第2項	鳥獣捕獲等許可申請書（様式第1号）
法第9条第8項	従事者証交付申請書（様式第2号）
法第9条第9項 法第19条第6項 法第21条第2項において準用する法第19条第6項 法第24条第6項	許可証等再交付申請書（様式第3号）
法第19条第2項	鳥獣飼養登録申請書（様式第4号）

」に、

「

法第19条第5項	鳥獣飼養登録票更新申請書（様式第2号）
法第19条第6項 法第24条第6項	飼養登録票等再交付申請書（様式第3号）

」を

「

法第19条第5項	鳥獣飼養登録更新申請書（様式第5号）
----------	--------------------

」に改め、

同表法第20条第3項の項中「第4号」を「第6号」に改め、同表法第24条第11項において準用する法第19条第2項の項中「第5号」を「第7号」に改め、同表中

「

省令第20条第5項 省令第24条第5項	住所等変更届出書（様式第6号）
省令第20条第6項 省令第24条第6項	飼養登録票等亡失届出書（様式第7号）

」を

「

省令第7条第11項 省令第7条第12項 省令第20条第5項 省令第24条第5項	住所等変更届出書（様式第8号）
省令第7条第13項 省令第7条第14項 省令第20条第6項 省令第24条第6項	許可証等亡失届出書（様式第9号）

」に改め

る。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

鳥獣捕獲等許可申請書

鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
鳥獣の捕獲等又は採取等の目的	有害鳥獣駆除のため (※)
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	

捕獲等又は採取等をした後の処置	
同法施行規則第7条第1項第7号に規定する場所において捕獲等又は採取等を行おうとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許状の番号及び交付年月日	
（銃器を使用して捕獲する場合） 銃刀法による許可証の番号及び交付年月日	
備考	

注 以下の書類を添付すること。

- 1 捕獲等又は採取等をしようとする事由の証明書
- 2 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 3 捕獲等又は採取等の方法を明らかにした図面（銃器を使用する場合を除く。）
- 4 日程表
- 5 その他市長が必要があると認める書類

備考

- 1 住所欄には、法人申請の場合以外には、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 2 氏名欄には、申請者が共同して捕獲に携わる場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は「鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿（様式第2号）」に必要事項を記載の上添付すること。
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は「鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿（様式第2号）」に必要事項を記載の上添付すること。
- 3 捕獲の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭と記載すること。
- 4 目的欄には「有害鳥獣捕獲（農林水産業被害防止等）」等の捕獲等をする事由を記載すること。
- 5 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 6 方法欄には、使用する猟具の名称、設置方法等を示す図面を添付すること。
- 7 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「処分」等を記入すること。
- 8 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等を行おうとする場合にあっては、その旨を記載すること。
- 9 狩猟免許に関する記入欄には、申請者（法人にあっては捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。
- 10 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を行おうとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者（法人にあっては捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。

- 1 1 用紙サイズは日本産業規格A4版とすること。
- 1 2 備考欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

従事者証交付申請書

従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号		第 号				
連番	住所	氏名	職業	生年月日	印	従事者証番号（*）

注 （*）印の箇所は、記入しないでください。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
職業
生年月日

許可証等再交付申請書

許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項（第19条第6項、第21条第2項において準用する同法第19条第6項、第24条第6項）の規定により、次のとおり申請します。

再交付を受けようとする許可証等	種類	1 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） 2 従事者証 3 登録票（飼養登録） 4 販売許可証
	交付年月日	年 月 日
	番号	第 号
亡失、滅失等の事情		

- 注 1 再交付を受けようとする許可証等の種類については、該当するものの番号を○で囲むこと。
2 汚損又は破損の場合は、当該許可証等を添付すること。

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

鳥獣飼養登録申請書

鳥獣を飼養したいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により、次のとおり申請します。

飼養する鳥獣の種類及び性別	種類	性別
		雄 ・ 雌
飼養する鳥獣の捕獲許可番号	第 号	
備考		

注 当該鳥獣に係る捕獲許可証の写しを添付すること。

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

職 業
生年月日

鳥獣飼養登録更新申請書

鳥獣飼養登録の有効期間の更新をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により、次のとおり申請します。

現に交付を受けている登録票		更新を受けようとする期間	備 考
番 号	有効期間		
第 号	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

注 現に交付を受けている登録票を添付すること。

様式第6号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

鳥獣譲受等届出書

鳥獣を譲り受け、又は引き受けたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲受け又は引受け年月日		年 月 日
譲渡人又は引受人	住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	

	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登録票の番号	第	号
備考		

注 届出者が個人の場合は、届出日3か月の間に発行された住民票の写しを添付すること。

様式第7号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印
職 業
生年月日

鳥獣等販売許可申請書

鳥獣等を販売したいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第11項において準用する同法第19条第2項の規定により、次のとおり申請します。

販売しようとする販売禁止 鳥獣等の種類及び数量	
鳥 獣 等 の 所 在 地	
許可を受けようとする理由	
備考	

注 鳥獣等の所在地とは、販売地の住所を記入すること。

様式第8号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印
職 業
生年月日

住所等変更届出書

住所等を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項（第7条第12項、第20条第5項、第24条第5項）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更に係る 許可証等	種 類	1 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） 2 従事者証 3 登録票（飼養登録） 4 販売許可証
	交付年月日	年 月 日
	番 号	第 号

注 変更に係る許可証等の種類については、該当するものの番号を○で囲むこと。また、届出者が個人の場合は、申請日以前3か月の間に発行された住民票の写しを添付すること。

様式第9号（第2条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印
職 業
生年月日

許可証等亡失届出書

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項（第7条第14項、第20条第6項、第24条第6項）の規定により、次のとおり届け出ます。

亡失した許可証等	種類	1 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） 2 従事者証 3 登録票（飼養登録） 4 販売許可証
	交付年月日	年 月 日
	亡失年月日	年 月 日
	番号	
亡失した事情		

注 亡失した許可証等の種類については、該当するものの番号を○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第131号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第132号

令和3年度国民健康保険税第1期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第133号

令和3年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第134号

令和2年度市県民税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第135号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。
第2条第2号を次のように改める。

(2) 養成機関において、1年以上のカリキュラムの修業が予定されている者であって、対象資格の取得が見込まれるものであること。この場合において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始するときは、本号中「1年」とあるのは「6月」と読み替える。

第3条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座。ただし、当該指定講座のうち一般教育訓練給付に係るものは、情報関係の資格及び講座に限る。

第5条第1項第1号中「、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。))を削り、「12月」の次に「(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)」を加え、同項第2号中「12月」の次に「(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)」を加える。

第5条の2第1項中「以上」の次に「(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)」を加える。

第6条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

様式第1号から様式第7号まで(第4号を除く。)の規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月23日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条第1項第1号の規定に掲げる対象者には、寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律

第5号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に旧法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び旧法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得までについてなお従前のおりの取扱いをした場合に旧法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含むものとする。この場合において、当該対象者は、第6条第1項の規定による申請に際し、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類を添付しなければならない。

- 3 第6条第1項の規定による申請に際しては、当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得までにおいて旧法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、旧法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類を添付しなければならない。

告示第136号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)を次のように改正する。

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条の規定による対象講座の指定申請及び第6条の規定による支給申請に際して、母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類を添付するものとする。

告示第137号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年9月13日			1							
令和3年9月14日			2							
令和3年9月27日			1							
令和3年9月28日	3									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年9月10日	大和高田市東中2丁目地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第137号の2

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱を廃止する告示

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱(平成22年告示第83号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第138号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年9月17日

2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第139号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年9月17日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第140号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年9月17日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第141号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年9月17日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第142号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年9月17日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第143号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月11日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年10月11日

2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第144号

令和3年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年10月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和3年7月12日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第145号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和3年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和4年1月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間

公 告

公告第107号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第66号
- (2) 工 事 名 大和高田市立病院放射線治療棟増築工事
- (3) 工事場所 大和高田市立病院（大和高田市 磯野北町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 119,900,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 119,900,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 107,570,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 建築工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様）	令和3年10月1日（金）	入札情報公開システムアドレス

書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	～ 令和3年10月25日(月)	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和3年10月1日(金) ～ 令和3年10月25日(月)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和3年10月20日(水) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和3年10月22日(金) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和3年10月8日(金) ～ 令和3年10月25日(月)	※見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年10月26日(火) 午前10時00分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料(工事内訳書)」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
 - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感

染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
 大和高田市役所 総務部 契約監理室
 TEL (0745) 52-1101
 FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
 TEL (0570) 021-777
 受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
 メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第108号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	天1号線舗装維持工事
2 工事場所	大和高田市 出 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が1,000点以上である者</p> <p>(3) 契約金額が3,500万円以上となる場合は、舗装工事に関する主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5（2）に係る経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月12日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月21日（木）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月27日（水）午後1時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>

16 最低制限比較価格	¥27,970,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第109号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田当麻線歩道整備工事・配水管布設工事（S08）・市枝市場地内管渠工事（55）（再度）
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が1,000点以上である者 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）

	<p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5（2）に係る経営事項審査結果通知書の写し ③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月12日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受付期限 令和3年10月21日（木）午後5時まで。 (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 期限 令和3年10月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契</p>

	約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年10月27日（水）午後1時40分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥25,800,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第110号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高62号線舗装維持工事
2 工事場所	大和高田市 材木町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が1,000点以上

	<p>である者</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5（2）に係る経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月12日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月21日（木）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月27日（水）午後1時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥13,770,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第111号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	陵西小学校プール濾過器改修工事
2 工事場所	陵西小学校（大和高田市 大字池田 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）又は管工事（設備）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月25日（月）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月28日（木）午前10時30分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥10,760,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第112号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	南都銀行旧高田本町支店建物等補償調査業務委託
2 履行場所	大和高田市 西町 地内
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の補償コンサルタント業務（物件及び機械工作物部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年10月1日以降において、官公庁等発注の1件あたり1,000万円以上の補償コンサルタント業務を元請として履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225</p>

	<p>号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 5の(2)に係る履行実績を証するもの(契約書の写し、テキストの印刷等)</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日(火)から令和3年10月13日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月25日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月26日(火)午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月29日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥6,370,000-（消費税等抜き）
17 前払金	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない場合は、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第113号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市総合公園管理事務所棟等解体工事
2 工事場所	大和高田市 大字出 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月18日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の解体工事、建築一式工事又は土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 建築一式工事又は土木一式工事に登録している者は、大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における解体工事業の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5（4）に係る解体工事業の建設業許可証明書等の写し（解体工事登録業者を除く。）</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。</p>

	<p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月25日（月）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月28日（木）午前9時45分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥18,640,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第114号

公共施設マネジメントシステム構築等業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年10月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市公共施設マネジメントシステム構築等業務

(2) 業務概要

システムの構築、データのセットアップ、職員への研修

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市公共施設マネジメントシステム構築等業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「2参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期限

令和3年11月2日（火）午後5時

4 提案書の提出期限

令和3年11月9日（火）午後5時

4 その他

実施要領による。

実施要領等の必要書類は、大和高田市ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望

する事業者は、市ホームページから必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部 総務課

TEL 0745-22-1101

メールアドレス: kanzai@city.yamatotakada.nara.jp

公告第115号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年10月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第116号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和3年10月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和3年10月14日から令和3年10月28日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に令和3年10月28日(木)までに必着するよう提出すること。

公告第117号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	PCB廃棄物収集運搬業務
2 履行場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和4年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 奈良県知事及び福岡県知事よりPCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。</p> <p>(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所の入門許可を取得している者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（1）に定める特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し</p> <p>④ 5（2）に定める入門許可証の写し</p> <p>⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記⑤及び⑥は、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月14日（木）から令和3年10月28日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4</p>

	大和高田市役所 3階総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和3年11月11日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年11月12日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年11月15日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年11月16日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第118号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大字有井地内コンクリートブロック塀改修工事
2 工事場所	大和高田市 大字有井 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月18日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申

	<p>請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月15日(金)から令和3年10月21日(木)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和3年11月2日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年11月4日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年11月8日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年11月9日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥7,060,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第119号

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年10月14日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象となる空家等

所在地 大和高田市北片塩町41番4

2 緊急安全措置の内容

ブルーシートにより前面道路に面した屋根瓦の落下を防止する。

瓦屋根で転倒しているアンテナを取り除く。

3 緊急安全措置の理由

令和3年6月9日に、通学路に瓦屋根が落ちていて危険という文書が近隣住民宅に投函された。その近隣住民は心当たりがないため総代に相談し、旭町二総代から市に相談があった。

市職員複数名で現場確認を行ったところ、瓦屋根の剥落が見られて危険な状態であった。所有者調査をしたが相続が発生しており、相続人調査を進めていたところ、令和3年7月30日に再度、近隣住民から瓦屋根の砂が落ちてきて危険と通報があった。

所有者の相続人調査の結果、所有者を確知できず、また通学路であり、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められると判断した。

4 緊急安全措置の実施日

即時的な措置 年 月 日

継続的な措置 令和3年10月14日から

継続的な措置については、不服申立て及び処分の取消しの訴えをすることができます(詳細は(教示)をご参照ください。)

5 緊急安全措置に要した費用

1,636円

6 連絡先

大和高田市役所環境建設部住宅課 0745-22-1101

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

公告第120号

不動産等の最高価申込者決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第87号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和3年10月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

公売財産 (売却区分番号)	名称、性質、その他	最高価申込価額(円)	最高価申込者の 氏名または名称
大和高田市 - 3 - 2-1	所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 667番2 地目 畑 地積 981.00m ² 見積価額 1,310,000円 公売保証金 131,000円	1,310,000円	—
最高価申込者の決定年月日	令和3年10月22日		
売却決定日時	令和3年11月12日		
売却決定場所	大和高田市役所 収納対策室		

教育委員会

教育委員会規則第13号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和57年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市教育委員会事務局 学校教育課」を「奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市教育委員会事務局教育部 学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示第27号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年10月28日（木）午前10時00分

- 2 場所
市役所5階 会議室8

- 3 議案
 - 第1号 成人式の新名称について
 - 第2号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則(案)について
 - 第3号 後援願い等について
 - 第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第13号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時
令和3年10月14日(木) 午前9時00分

- 2 場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3

- 3 議案
 - 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
 - 第2号 その他

選挙管理委員会告示第14号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1. 日 時 令和3年10月15日(金) 午前9時00分
 - 2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3
 - 3. 議 案 第1号 令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
第2号 その他
-

選挙管理委員会告示15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月15日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1. 日 時 令和3年10月18日(月) 午前9時00分
- 2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3
- 3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第16号

令和3年10月18日現在における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数	18,471	人
6分の1の数	9,236	人
50分の1の数	1,109	人

選挙管理委員会告示第17号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項、第4項、第5項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、8区画とする。設置完了日は、令和3年10月18日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

令和3年10月18日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1. 掲示のできる日
令和3年10月19日
- 2. 設置場所
別紙省略(市役所前掲示場掲示済み)

選挙管理委員会告示第18号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100

号)第49条の2第2項の規定による大和高田市在外選挙人期日前投票所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 在外選挙人期日前投票所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 2階 市民活動室

選挙管理委員会告示第19号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 不在者投票所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 2階 市民活動室

選挙管理委員会告示第20号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略(市役所前掲示場掲示済み)

選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の2第1項の規定により指定在外選挙投票区を次のとおり指定する。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 指定在外選挙投票区

第3投票区 高田小学校体育館(大和高田市大東町5番15号)

選挙管理委員会告示第22号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 日 時 令和3年10月31日(日) 午後9時00分
2. 場 所 大和高田市幸町11番14号
大和高田市立総合体育館
-

選挙管理委員会告示第23号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 日 時 令和3年10月28日(木) 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3
-

選挙管理委員会告示第24号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 期日前投票所の場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 2階 市民活動室
2. 期日前投票所を設ける期間
令和3年10月20日から令和3年10月30日まで
-

選挙管理委員会告示第25号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 日 時 令和3年10月19日(火) 午後5時30分

2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3

選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を、別紙のとおり選任する。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略(市役所前掲示場掲示済み)

選挙管理委員会告示第27号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略(市役所前掲示場掲示済み)

選挙管理委員会告示第28号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を、次のとおり選任する。

令和3年10月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 開票管理者
省略(市役所前掲示場掲示済み)
2. 職務を代理すべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

選挙管理委員会告示第29号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年10月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1. 日 時 令和3年10月31日(日) 午前6時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室3
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

- て
 第2号 選挙当日の有権者数について
 第3号 その他

公営企業

上下水道事業告示第15号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和3年10月1日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 奥野ポンプ住設工業	奥野 五市	奈良県御所市805番地の1

上下水道事業公告第26号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年10月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第33号
- (2) 工 事 名 高6枝中三倉堂2丁目・西三倉堂1丁目地内管渠工事（1）・給配水管移設工事（G01）
- (3) 工事場所 大和高田市 中三倉堂2丁目・西三倉堂1丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月17日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 84,920,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 84,920,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 74,660,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年10月4日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書 of 交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年10月4日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年10月21日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年10月22日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年10月11日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年10月27日（水） 午前10時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を

行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとする。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22
大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

上下水道事業公告第27号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月17日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参

	<p>加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月25日（月）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月28日（木）午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥17,270,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第28号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年10月4日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事（54）
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月17日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>（2）令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>（9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）[指定様式]</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書 [指定様式]</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。）</p> <p>（4）受付期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(2) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年10月28日（木）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥14,320,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第29号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年10月4日

（上下水道事業管理者）
 大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第32号
- (2) 工事名 藤枝土庫3丁目地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)
- (3) 工事場所 大和高田市 土庫3丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月17日（木）まで

- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 95,580,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 95,580,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 84,030,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年10月4日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年10月4日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年10月21日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年10月22日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年10月11日（月） ～ 令和3年10月26日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年10月27日（水） 午前9時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項

に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

原稿誤り

令和3年10月11日付け大和高田市公報第393号(登載漏れ)

規則第31号

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則

(大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部改正)

第1条 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「制度融資」を「特別融資」に改める。

第4条の見出し中「制度融資」を「特別融資」に改め、同条中「制度融資」を「特別融資」に改め、同条第2号中「住所」を「本店」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 第6条に定める市補給制度の適用、大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則(平成28年規則第14号)に基づく利子の補給制度の適用又は大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則(平成28年規則第15号)に基づく利子の補給制度の適用を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第5条の見出し中「制度融資」を「特別融資」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「制度

融資」を「特別融資」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 保証協会に信用保証の申込みをするために必要とする書類
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 申請者の住民票等の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第1号)

第5条第2項中「保証協会」を「取扱金融機関」に改め、同条第3項中「制度融資」を「特別融資」に改める。

第6条第1項中「制度融資」を「特別融資」に改め、同項第2号ウ(イ)中「本市に登録されている事務所」を「市内に本店」に改める。

第7条第1項中「制度融資」を「特別融資」に改め、同項第1号中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同項第2号中「様式第2号)のほか返済予定表の写し及び委任状」を「様式第3号)」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) その他市長が必要と認める書類

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(届出の義務)

第8条 市補給制度の適用を受けている中小企業者は、第7条第1項の規定による申請以後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、市街へ転出したとき又は死亡したとき。
- (2) 法人にあつては、市内に有する本店を閉鎖したとき。
- (3) 事業を承継したとき。
- (4) 事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したとき。
- (5) その他届出内容に変更が生じたとき。

(利子補給金の返還)

第9条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利子補給金を受け、又は受けようとしたとき。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市特別融資の適用を申請するに当たり、大和高田市が私の個人情報のうち下記の1に掲げる個人情報を下記の2に掲げる利用目的のために必要な範囲で利用することについて、同意します。

記

- 1 個人情報
 - (1) 市税の納付に関する情報
 - (2) 特別融資及び市補給制度の適用の申請手続において、市長に提出する書類に記載の情報
- 2 利用目的
 - (1) 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則に基づく特別融資及び市補給金制度の適用に係る審査等の手続
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特別融資及び市補給制度の適用に係る事務

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所 大和高田市
氏名

債務保証料補給申請書

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保 証 金 額 _____ 円

融 資 月 数 _____ 月

保証協会受付番号

保 証 料 率

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所 大和高田市
氏名

利子補給申請書

次のとおり大和高田市特別融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

また、補給額決定のため、大和高田市が取扱金融機関から当該借入金に係る利子の情報を収集することに同意します。

1 借入金額 ￥

2 借入年月日 年 月 日

3 借入利率 年利 %

4 償還期間及び条件

償還期間
 初回返済日 年 月 日
 最終返済日 年 月 日

条件
 毎月 ￥ 均等償還
 ただし、最終回は￥

5 利子補給金振込先

当該借入金返済引落口座への振込を希望します。

※ 大和高田市が取扱金融機関から当該借入金返済引落口座の情報を収集することに同意したとみなします。

当該借入金返済引落口座とは異なる口座への振込を希望します。

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> その他
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

(大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の一部改正)

第2条 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（平成28年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び株式会社日本政策金融公庫」を削る。

第3条第2号中「住所」を「本店」に改め、同条第3号中「同一事業を」の次に「1年以上」を加え、同条第8号中「を受けることが必要な場合にあつては、その保証」を削る。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 保証協会に信用保証の申込みをするために必要とする書類

第5条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 申請者の住民票等の写し

(4) 暴力団排除に関する誓約書

(5) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号）

第5条第2項中「、保証協会の信用保証を受けることが必要な融資にあつては」を削り、「を保証協会」を「を取扱金融機関」に改める。

第6条第2項第2号中「本市に住所」を「市内に本店」に改める。

第7条第1項中「次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 債務保証料の補給を受けようとする場合は、小口融資債務保証料補給申請書（様式第2号）
- (2) 借入金に係る利子の補給を受けようとする場合は、大和高田市小口融資利子補給申請書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第10条を第11条とする。

第9条第2号中「前条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（届出の義務）

第9条 市補給制度の適用を受けている中小企業者は、第7条第1項の規定による申請以後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、市外へ転出したとき又は死亡したとき。
- (2) 法人にあつては、市内に有する本店を閉鎖したとき。
- (3) 事業を承継したとき。
- (4) 事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したとき。
- (5) その他届出内容に変更が生じたとき。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市小口融資の適用を申請するに当たり、大和高田市が私の個人情報のうち下記の1に掲げる個人情報を下記の2に掲げる利用目的のために必要な範囲で利用することについて、同意します。

記

- 1 個人情報
 - (1) 市税の納付に関する情報
 - (2) 利子補給金等の申請手続において提出する書類に記載の情報
- 2 利用目的
 - (1) 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則に基づく利子補給金等の交付に係る審査等の手続
 - (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金等の交付に係る事務

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所 大和高田市
氏名

小口融資債務保証料補給申請書

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保証金額 _____ 円

融資月数 _____ 月

保証協会受付番号

保証料率

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所 大和高田市
氏名

小口融資利子補給申請書

次のとおり小口融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

また、補給額決定のため、大和高田市が取扱金融機関から当該借入金に係る利子の情報を収集することに同意します。

1 借入金額 ¥

2 借入年月日 年 月 日

3 借入利率 年利 %

4 償還期間及び条件

償還期間	初回返済日	年	月	日
	最終返済日	年	月	日
条 件	毎 月	¥	均等償還	
	ただし、最終回は¥			

5 利子補給金振込先

当該借入金返済引落口座への振込を希望します。

※ 大和高田市が取扱金融機関から当該借入金返済引落口座の情報を収集することに同意したとみなします。

当該借入金返済引落口座とは異なる口座への振込を希望します。

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> その他
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

（大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の一部改正）

第3条 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則（平成28年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「は」を「で、保証協会の信用保証を受けることが必要な場合」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 保証協会に信用保証の申込みをするために必要とする書類

第5条第1項第4号から第6号までを次のように改める。

（4） 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号）

（5） 暴力団排除に関する誓約書

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5条第1項第7号を削り、同条第2項中「、保証協会の信用保証を受けることが必要な融資にあつては」を削り、「を保証協会」を「を取扱金融機関」に改める。

第6条第2項第1号中「創業していなこと」を「創業していないこと」に改める。

第7条第1項第1号ア中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同号イを次のように改める。

イ その他市長が必要と認める書類

第7条第1項第1号ウ及びエを削り、同項第2号イ及びウを次のように改める。

イ 個人情報の取扱いに関する同意書

ウ その他市長が必要と認める書類

第7条第1項第2号エ及びオを削る。

第10条を第11条とする。

第9条第2号中「前条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（届出の義務）

第9条 利子補給金等の交付を受け、又は受けようとする者は、第7条第1項の規定による申請以後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所を市外に移転したとき。
- (2) 個人にあつては、死亡したとき。
- (3) 法人にあつては、市内に有する本店を閉鎖したとき。
- (4) 事業を承継したとき。
- (5) 事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したとき。
- (6) その他届出内容に変更が生じたとき。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第5条及び第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市創業者支援融資の適用を申請するに当たり、大和高田市が私の個人情報のうち下記の1に掲げる個人情報を下記の2に掲げる利用目的のために必要な範囲で利用することについて、同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 利子補給金等の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則に基づく利子補給金等の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金等の交付に係る事務

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

創業者支援融資債務保証料補給申請書

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請し

ます。

保証金額 _____ 円

融資月数 _____ 月

保証協会受付番号

保証料率

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏名

創業者支援融資利子補給申請書

次のとおり創業者支援融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

また、補給額決定のため、大和高田市が取扱金融機関から当該借入金に係る利子の情報を収集することに同意します。

1 借入金額 ¥

2 借入年月日 年 月 日

3 借入利率 年利 %

4 償還期間及び条件

償還期間	初回返済日 年 月 日 最終返済日 年 月 日

条件	毎月 ¥ 均等償還 ただし、最終回は¥

5 利子補給金振込先

当該借入金返済引落口座への振込を希望します。

※ 大和高田市が取扱金融機関から当該借入金返済引落口座の情報を聴取することに同意したとみなします。

当該借入金返済引落口座とは異なる口座への振込を希望します。

金融機関名				支店名			
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> その他				
口座番号							
フリガナ 口座名義人							

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告示第126号の2

大和高田市広告掲載要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市広告掲載要綱の一部を改正する告示

大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ及びエを次のように改める。

ウ 市営自転車駐車場フェンス

エ その他広告の掲載ができる広告媒体として市長が認めるもの

第2条第1号オ及びカを削る。

第10条第4項及び第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

第19条 市長は、広告掲載に係る業務を広告代理店その他市長が適当と認める者（以下「広告代理店等」という。）に委託し、又は広告代理店等に広告掲載枠を売り渡す場合、広告掲載に必要な事項は、第4条から前条までの規定にかかわらず、広告媒体ごとに別に定める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所

名称

代表者名

印

連絡先 電話

FAX

E-mail

広告掲載（新規・継続）申込書

下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

広告媒体	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 1日号から 年 月 1日号まで
リンク先URL	http:// (WEBページバナー広告の場合)
添付書類	・事業の概要が分かる書類 ・資格又は免許を必要とする業種の場合は、それを証明する書類
同意事項	申込みにあたり、大和高田市が市税等の納付状況調査をすることに同意します。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告媒体		
掲載場所		
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 1日号から 年 月 1日号まで	
掲載料	円 (円× 枠× 月) (年 月 1日号から 年 月 1日号まで)	
掲載料納付期限	年 月 日	
広告原稿又は広告物の提出期限	年 月 日	

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所

名称

代表者名

連絡先 電話

FAX

E-mail

印

広告掲載内容等変更届

広告掲載内容等の変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由等

*変更の内容により必要な書類等を添付してください。

様式第4号（第14条、第15条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

広告掲載（決定）取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した広告掲載について、下記のとおり取消しの決定をいたしましたので、通知します。

記

掲載決定取消しの理由

掲載取消の理由

様式第5号（第16条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所

名称

代表者名

印

連絡先 電話

F A X

E—m a i l

広告掲載取下届

広告掲載を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

掲載決定通知番号	取下げ理由	取下げ年月日
第 号		

様式第6号（第18条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所

名称

代表者名

印

連絡先 電話

F A X

E—m a i l

広告掲載料還付請求書

掲載料について、下記のとおり還付を請求します。

記

掲載決定通知番号	第 号
還付理由	
還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
請求金額	円
振込金融機関名	
本・支店名	
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

(注) 口座名義人は、請求者本人としてください。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第130号の2

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領を廃止する告示を次のように定める。

令和3年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領を廃止する告示

大和高田市WEBページ広告掲載取扱要領（平成22年告示第153号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。